

## 第4回東海第二地域原子力防災協議会作業部会 議事次第

### 1 開催日時

平成29年8月23日(水) 13:00～15:30

### 2 開催場所

茨城県庁6階 災害対策本部室

### 3 議題

(1) 避難計画の充実化について

(2) その他

# 東海第二地域の緊急時対応の策定ステップ(イメージ)(素案)

平成29年8月21日時点

資料1

項目名	策定ステップ
2 東海第二地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>【作成】PAZ・UPZの地図</li> <li>【確認】PAZの昼間流入人口</li> <li>【確認】PAZ・UPZの住民数</li> </ul>
3 緊急事態での対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>【作成】自治体による避難計画の策定など</li> <li>【実施】要員研修、避難訓練の実施</li> <li>【調整】国の職員・資機材等の緊急搬送に係る実働省庁との調整</li> </ul>
4 PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	<p><b>避難計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【作成】茨城県・PAZ自治体の初動対応(PAZ自治体による避難計画の策定など)</li> <li>・【作成】全ての学校・保育所・幼稚園・医療機関・社会福祉施設で個別避難計画を策定</li> <li>・【確認】観光客等の一時滞り者数・民間企業従業員数等</li> </ul> <p>【調整】自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策(県建設業協会等との調整)</p> <p><b>避難手段の確保・オペレーションの確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【確認・調整】要支援者数の確認・支援者の確保</li> <li>・【確認・調整】無理に避難することで健康リスクが高まる者の数の把握とその対応策の具体化(を含む)</li> <li>・【調整】自治体職員配置の調整</li> <li>・【確認】必要な輸送能力(バス・福祉車両)の推計</li> <li>・【確認】運輸事業者(バス・船舶等)・電力事業者等との協議(他県バス協会を含む)</li> </ul> <p>【調整】運輸事業者(バス・船舶等)・電力事業者等との協議(他県バス協会を含む)</p> <p>【整備】放射線防護対策施設の整備(5km圏内)</p>
5 PAZ内の全面緊急事態における対応	<p><b>避難先自治体との調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【調整】避難先自治体と個別避難所の割り振りを協議</li> <li>・【作成】自然災害等で避難先が被災した場合の避難先の調整スキームの設定</li> <li>→【調整】避難先自治体との調整</li> </ul> <p>【確認】代替経路の検討</p> <p><b>避難手段の確保・オペレーションの確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【確認】避難手段(自家用車・バス)の別を積み上げ</li> <li>→【調整】バス集合場所の設定・人数に基づく必要台数割り振り</li> <li>・【確認】必要な輸送能力(バス・福祉車両)の推計</li> <li>→【調整】運輸事業者(バス・船舶等)・電力事業者等との協議(他県バス協会を含む)</li> </ul> <p>【確認】避難シミュレーション</p> <p>【確認・調整】交通規制等の必要な対策の検討</p>
6 UPZ内における対応	<p><b>避難計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【作成】UPZ自治体による避難計画の策定</li> <li>・【作成】全ての学校・保育所・幼稚園・医療機関・社会福祉施設で個別避難計画を策定</li> <li>・【確認】観光客等の一時滞り者数・民間企業従業員数等</li> </ul> <p><b>避難先自治体との調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【調整】避難先自治体と個別避難所の割り振りを協議</li> <li>・【作成】自然災害等で避難先が被災した場合の避難先の調整スキームの設定</li> <li>→【調整】避難先自治体との調整</li> </ul> <p>【確認】代替経路の検討</p> <p><b>避難手段の確保・オペレーションの確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【確認・調整】要支援者数の推計・支援者の確保／【作成】要支援者名簿の作成</li> <li>・【確認・調整】無理に避難することで健康リスクが高まる者の数の把握とその対応策の具体化(を含む)</li> <li>・【確認】必要な輸送能力(バス・福祉車両)の推計</li> <li>→【調整】運輸事業者(バス・船舶等)・電力事業者等との協議(他県バス協会を含む)</li> <li>・【確認・調整】交通規制の整理(緊急交通路等は整理済み)</li> </ul> <p>【整備】放射線防護対策施設の整備(5km～10km圏内)</p> <p><b>避難退域時検査・簡易除染に係る計画の策定・体制と資機材の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【確認】必要要員数・資機材数の算出</li> <li>・【調整】必要要員数の確保(電力事業者等との調整)</li> <li>・【整備】資機材の配備</li> </ul>
7 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	<p>【確認】バス等運転業務者等の使用する資機材の備蓄状況</p> <p>【調整・整備】不足があれば購入に向けて調整・整備</p> <p><b>各種物資の備蓄・供給体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【調整】放射線防護資機材備蓄拠点／【確認】物資集積拠点・一時集結拠点</li> <li>・【確認・調整】茨城県の物資供給等に関する民間企業等との協定締結、電力事業者・国による物資の供給に関する調整</li> <li>・【調整】運輸事業者(トラック等)・電力事業者等との協議(他県トラック協会を含む)</li> </ul>
8 緊急時モニタリングの実施体制	<p><b>緊急時モニタリングの実施体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【調整・整備】緊急時モニタリングの体制の検討・整備(電力事業者による協力も含む)</li> <li>・【調整】緊急時モニタリング地点・一時移転等の実施単位の検討</li> </ul>
9 原子力災害時の医療の実施体制	<p>【作成】自治体による避難計画の策定</p> <p><b>安定ヨウ素剤の配布</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【実施】PAZ内の住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布</li> <li>・【調整・整備】安定ヨウ素剤の緊急配布方法の検討・体制整備</li> </ul> <p><b>避難退域時検査・簡易除染に係る計画の策定・体制と資機材の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【確認】必要要員数・資機材数の算出</li> <li>・【調整】必要要員数の確保(電力事業者等との調整)</li> <li>・【整備】資機材の配備</li> </ul> <p>【調整】量科研・原研機構による協力体制について調整</p>
10 実働組織の支援体制	<p><b>実働省庁・実働組織との調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【確認】主な実働組織の所在状況</li> <li>・【調整】広域支援体制や施設敷地緊急事態からの体制に係る調整</li> <li>・【調整】自然災害などの複合災害で想定される活動例に係る調整</li> </ul>

**留意点**

※ 本資料は、現時点で想定される今後の策定ステップについて概略を示したものであり、各文書を含む詳細について関係機関等と検討されているものではない。

※ 既に取りまとめられた緊急時対応を参考に作成しているため、各項目には茨城県で不要なものが含まれている可能性があり、今後の議論での検討が必要なものである。

※ 今後の調整状況等に応じて、各ステップの順序が前後する可能性がある。

※ 今後の検討では、研究所や加工施設等についても併せて考慮する必要がある。

# 全体版のイメージ

※他地域をベースに作成したものであり、全体版がイメージしやすいよう、あえて調整未了の内容も記載している。  
構成・内容については、今後の議論を踏まえて随時見直されるものである。  
また、人口等の数値データなどは更新、差し替えが必要である。

## 目次

1. はじめに	P.XX
2. 東海第二地域の概要	P.XX
3. 緊急事態における対応体制	P.XX
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.XX
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.XX
6. UPZ内における対応	P.XX
7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.XX
8. 緊急時にトリグの実施体制	P.XX
9. 原子力災害時の医療の実施体制	P.XX
10. 実動組織の支援体制	P.XX

# 1. はじめに

・この「東海第二」地域の緊急対応、内閣府「東海第二」地域原子力防災協議会において、日本原子力発電(株)東海第二発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む茨城県及び関係市町村の地域防災計画や国の緊急時における対応を取りまとめたもの。

# 2. 東海第二地域の概要

- 東海第二発電所は、日本原子力発電株式会社が茨城県那珂郡東海村に設置している原子力発電所である。
- 東海第二発電所は、昭和53年11月28日に営業運転を開始。
- 平成30年11月28日に運転開始から40年経過。

## 日本原子力発電株式会社東海第二発電所について

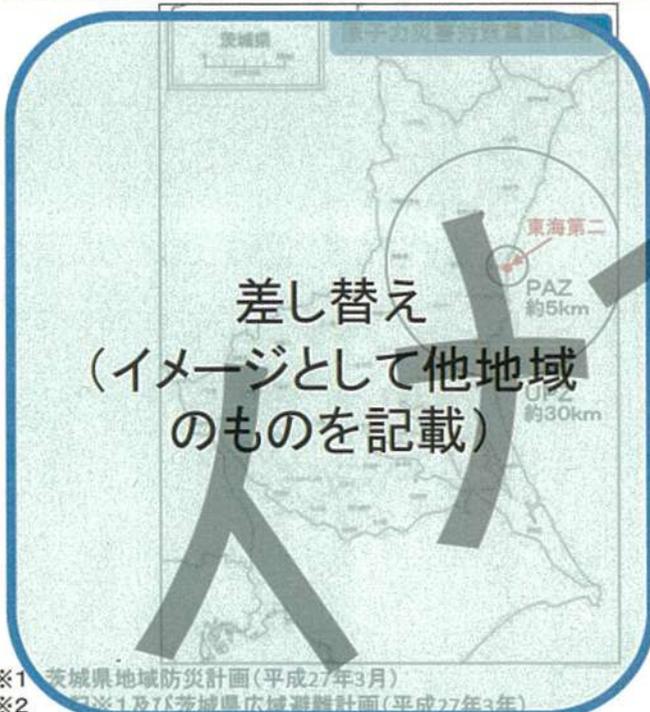
- 所在地 茨城県那珂郡東海村
- 概要  
110万kW・BWR
- 着工／運転開始／経過年数（平成29年8月現在）  
昭和48年4月／昭和53年11月／38年



差し替え  
(イメージとして他地域のものを記載)

# 原子力災害対策重点区域の概要

- 茨城県地域防災計画等は、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 東海第二地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市の3市1村にまたがり、UPZ内は茨城県内9市4町にまたがる。



差し替え  
(イメージとして他地域のものを記載)

**<概ね5km圏内>**  
**PAZ**(予防的防護措置を準備する区域):  
**Precautionary Action Zone**  
 ⇒急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

3市1村(東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市)  
 住民数は平成27年国勢調査に基づき要更新  
 住民数:79,895人※1

**<概ね5～30km圏内>**  
**UPZ**(緊急時防護措置を準備する区域):  
**Urgent Protective Action Planning Zone**  
 ⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

9市4町(日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、大子町)  
 住民数は平成27年国勢調査に基づき要更新  
 住民数:880,584人※2

※1 茨城県地域防災計画(平成27年3月)  
 ※2 茨城県広域避難計画(平成27年3年)

# 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

(2-3)

- PAZ内人口は79,895人、UPZ内人口は880,584人、災害対策重点区域内の人口は合計で960,479人。世帯数(空欄)は、現在調査中。

人口は、平成27年国勢調査に基づき要更新

市町村名	PAZ内		UPZ内		合計	
	概ね5km圏内		概ね5~30km圏内			
東海村	37,438人	14,113世帯	-	-	37,438人	14,113世帯
日立市	26,552人		166,577人		193,129人	77,965世帯
ひたちなか市	14,828人	5,238世帯	142,232人	50,476世帯	157,060人	55,716世帯
那珂市	1,077人		53,163人		54,240人	
水戸市	-	-	268,750人		268,750人	
常陸太田市	-	-	54,805人		54,805人	
高萩市	-	-	29,812人		29,812人	
笠間市	-	-	36,310人		36,310人	
常陸大宮市	-	-	39,032人		39,032人	
鉾田市	-	-	16,889人		16,889人	
茨城町	-	-	33,804人		33,804人	
大洗町	-	-	18,328人		18,328人	
城里町	-	-	20,753人		20,753人	
大子町	-	-	129人		129人	
合計	79,895人		880,584人		960,479人	

※ 人口は平成22年国勢調査に基づく

# 昼間流入人口(就労者等)の状況

(2-4)

- 平成22年国勢調査によると、泊村、共和町及び岩内町全体での他市町村からの昼間流入人口は、約3,200名/日。
- また、平成24年経済センサスによると、北海道電力関連企業を中心に174事業所、約2,220人がPAZ圏内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	道内他市町村からの流入人口	道内他市町村への流出人口	差引増△減
泊村	1,301人	211人	1,090人
共和町	952人	1,397人	△445人
岩内町	980人	1,731人	△751人

※ 平成22年国勢調査従業地・通学地集計(従業地・通学地集計(総務省統計局))

町村名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数
泊村	堀株	31	1,133人
	芽沼	16	195人
	臼別	4	18人
	泊	27	140人
合計	78	1,486人	
共和町	宮丘	9	48人
	発足	18	114人
	梨野舞納	66	522人
	合計	93	684人
岩内町	大浜	3	46人
	合計	3	46人

※ 総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」の調査票情報に基づき現地確認を行った上で独自集計したものである。

### 3. 緊急事態における対応体制

9

#### 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置（緊急時活動レベル：EAL<sup>(※1)</sup>）

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講ずることとしている。
- ▶ 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

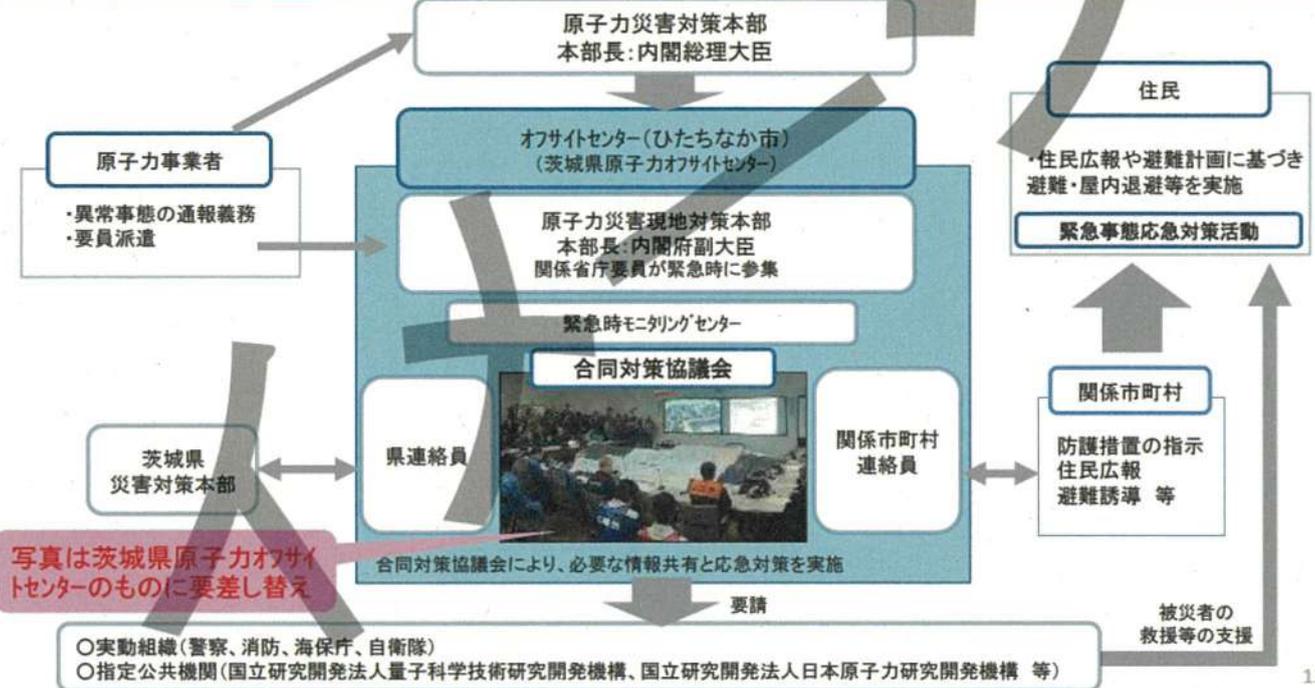


## 茨城県及び関係市町村の対応体制

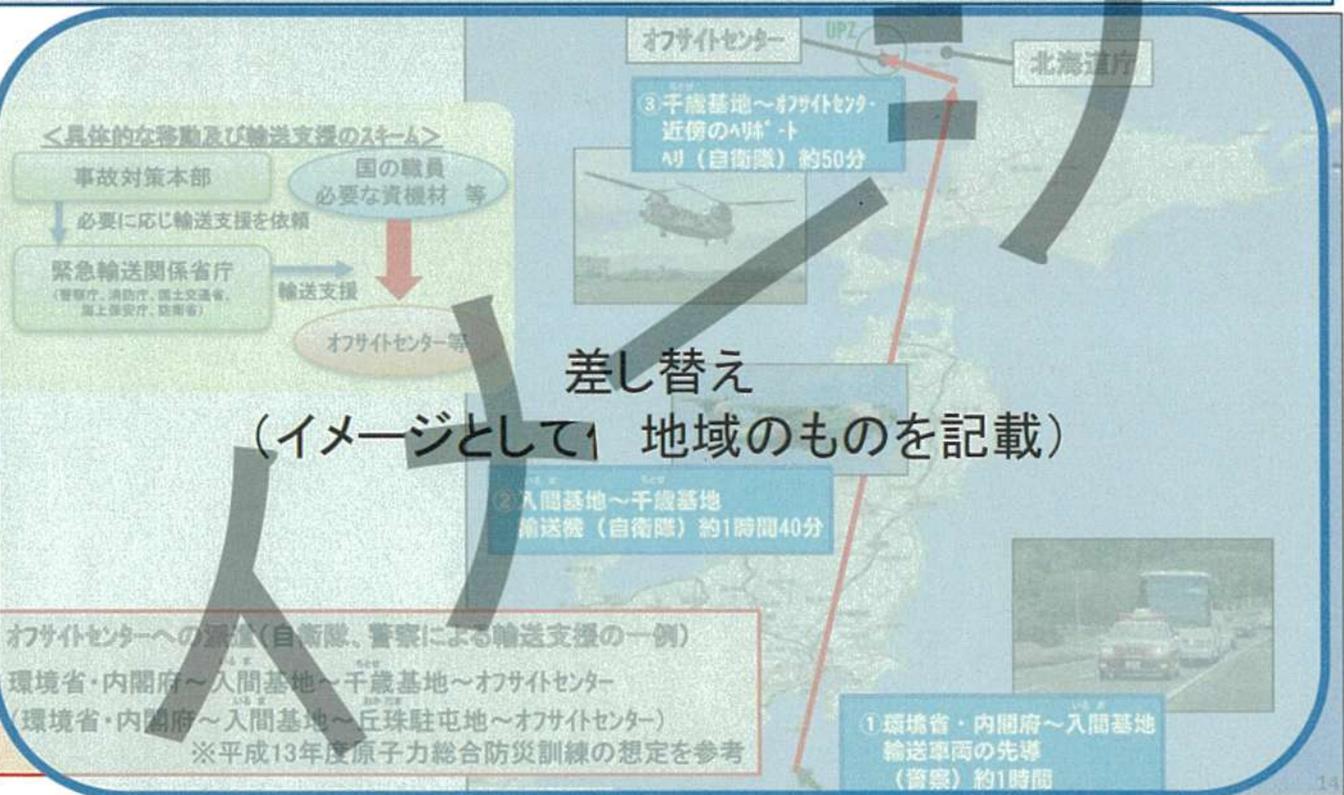
- 茨城県は、警戒事態等で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 東海村は、警戒事態で災害対策連絡会議を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 日立市は、警戒事態で警戒体制本部を設置し、施設敷地緊急事態でも対応は同様。
- ひたちなか市は、警戒事態で●を設置し、施設敷地緊急事態で●に移行。
- 那珂市は、警戒事態で原子力災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部に移行。
- 関係市町村の災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における避難行動要支援者の避難準備を開始。



- 東海村において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合(警戒事態の前段階から)、原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員をオフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオフサイトセンター及び茨城県庁に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。



## オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- オフサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
  - ・1階エントランス扉の二重化、陽圧化設備及び空気浄化装置、除染シャワーを整備済み。
- 電源対策
  - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置し、3日間分の電源を確保するとともに、補給により計7日分の電源を確保。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、日本原子力発電(株)●が用意する電源車で継続して電源を供給。



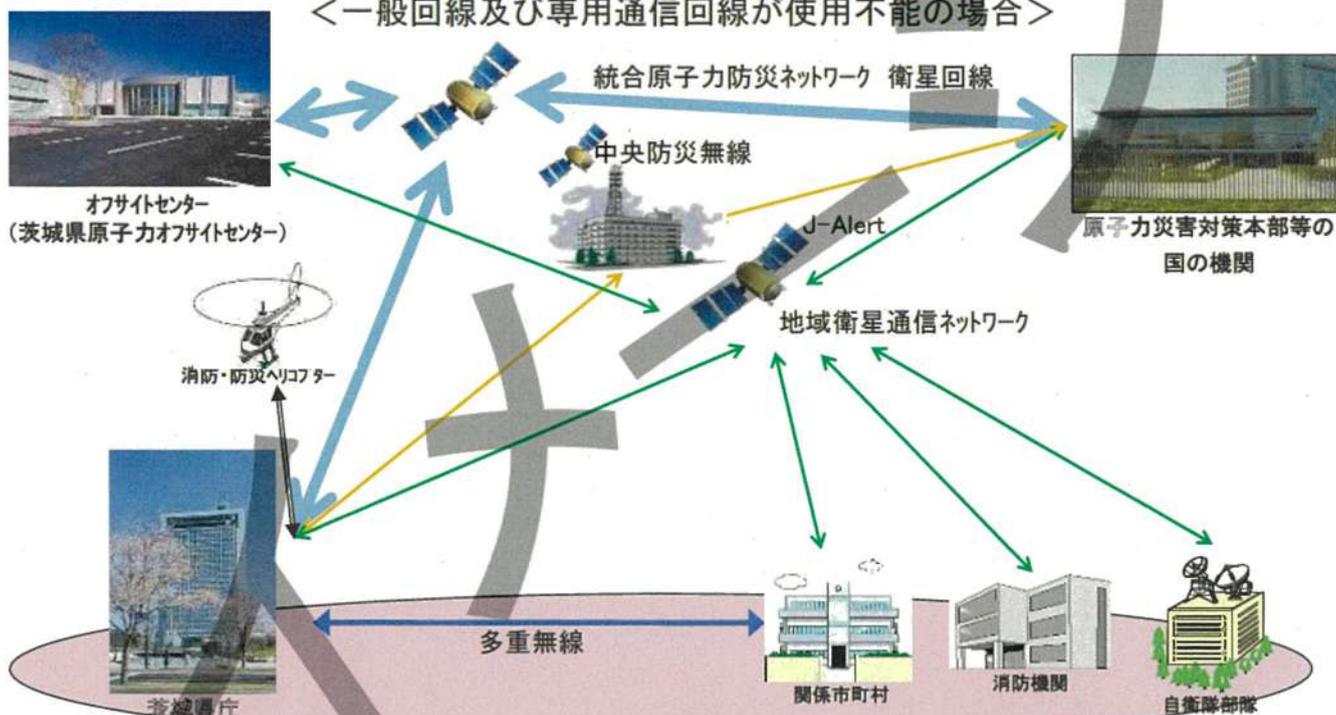
仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

- 茨城県教育研修センター(空間市): 西南西/約31km  
(自家用発電機を整備中(平成29年度完了予定、3日間稼働))
  - つくば国際会議場(つくば市): 南西/約62km  
(高圧電源車用配電盤を整備済み)
- ※距離はいずれも発電所からの直線距離

## 連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、J-Alert、茨城県防災情報ネットワーク等を使用、を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞

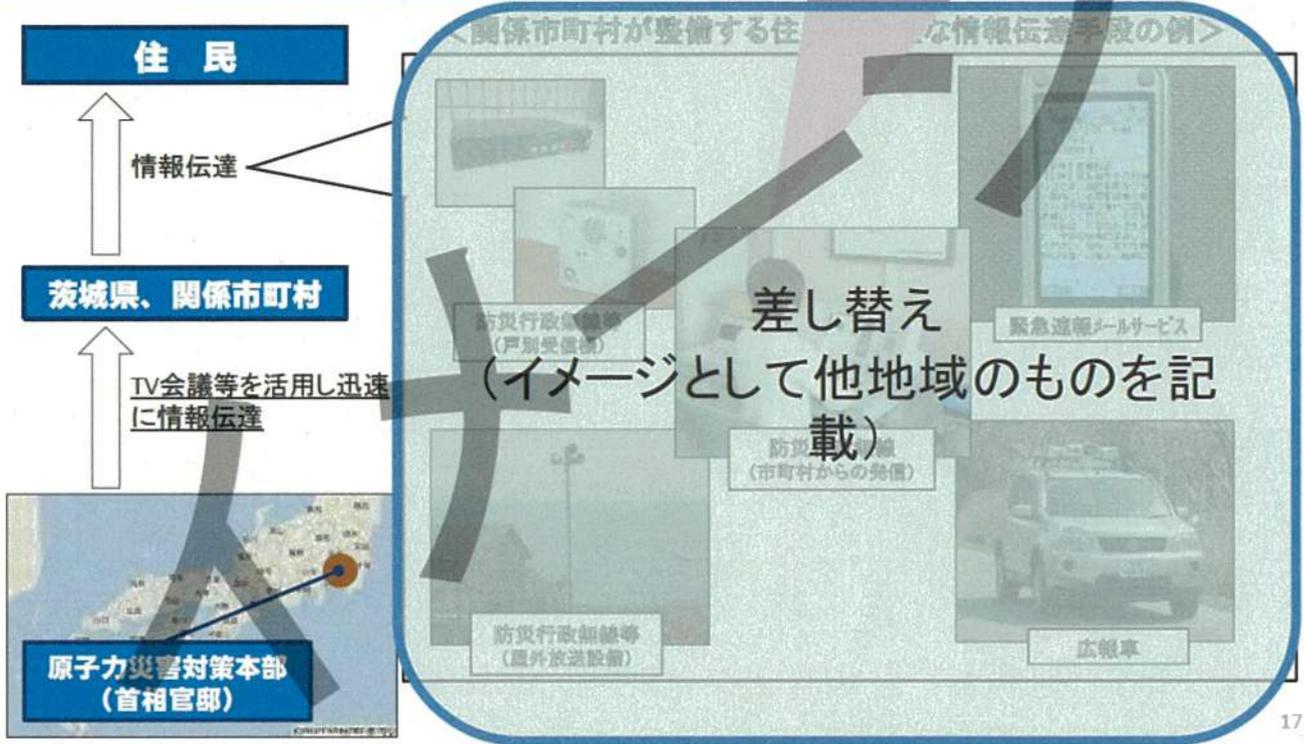


茨城県防災情報ネットワーク(地上系回線・衛星系回線)

# 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、茨城県及び関係市町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 国、県、市町村は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等を活用し、住民へ情報を伝達。

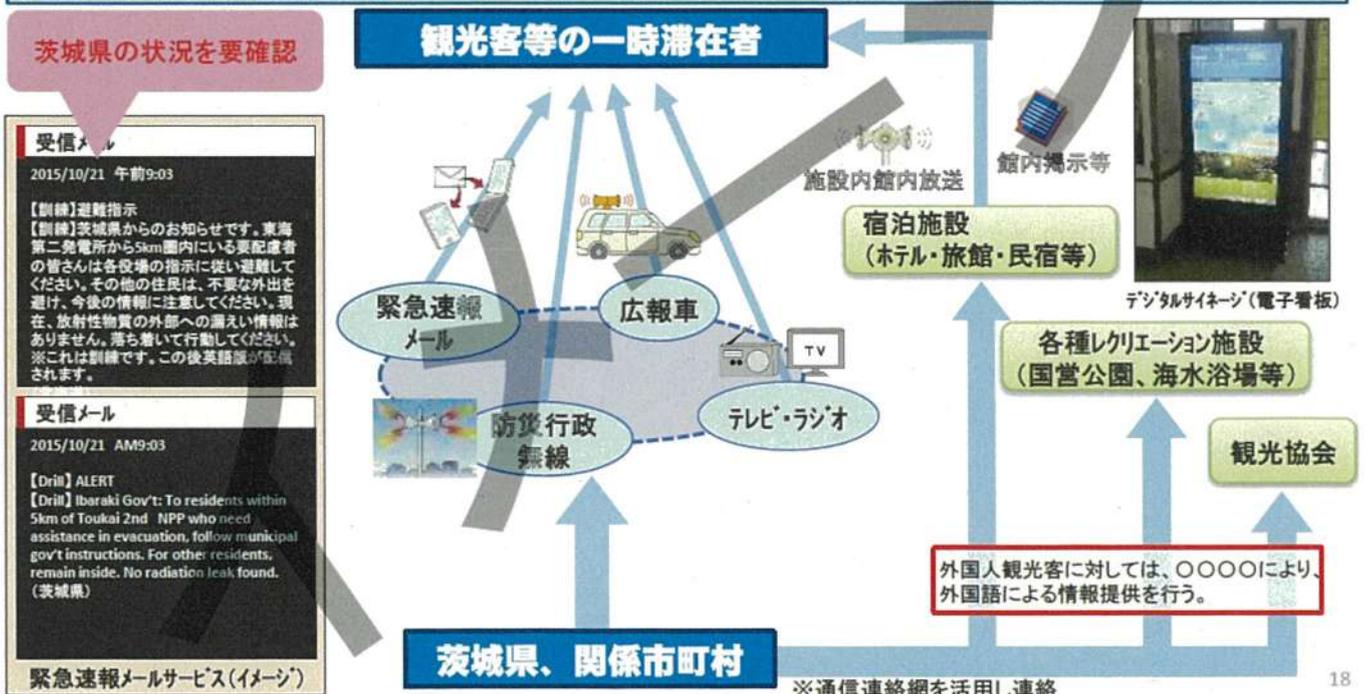
写真全般を茨城県の設備等に要差し替え



# 観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、茨城県及び関係市町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 茨城県及び関係市町村は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- 更に、各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設に対して連絡を行い、一時滞在者に情報を伝達。
- 外国人観光客に対しては、〇〇〇〇により、外国語による情報提供を行う。

茨城県の状況を要確認



※通信連絡網を活用し連絡

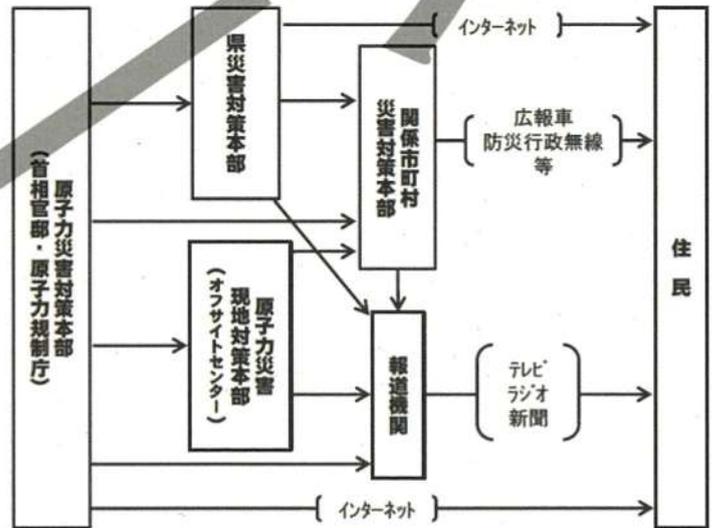
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

【情報発信のイメージ】



国、茨城県及び関係市町村による住民相談窓口の設置

要確認

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関[国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構]等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、茨城県及び関係市町村の問合せ対応を支援。

茨城県及び関係市町村における対応

- 茨城県及び関係市町村は、住民からの問い合わせに対応する**住民問合せ**窓口を設置するとともに、被災者に対する**住民相談窓口(健康上の相談)**等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| ①事故の発生日時及び概要    | ⑤住民等がとるべき行動            |
| ②事故の状況と今後の予測    | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域        |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置        |
| ④行政機関の対応状況      | ⑧被災者からの損害賠償請求(日本原電(株)) |



## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

### ＜対応のポイント＞

1. PAZ内小・中・高等学校、保育所、幼稚園の児童等について、移動手段を確保すること。
2. PAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は自施設(放射線防護施設)内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけると共に、バス集合場所、避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

21

### 茨城県並びに東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市における初動対応

- 茨城県は、警戒事態等が発生した段階で、茨城県庁に災害警戒本部を設置し、要員約●名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- 東海村は、警戒事態が発生した段階で、●に災害対策連絡会議を設置し、約●名が参集。施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- 日立市は、警戒事態が発生した段階で、●に警戒体制本部を設置し、約●名が参集。施設敷地緊急事態でも対応は同様。
- ひたちなか市は、警戒事態が発生した段階で、●に●を設置し、約●名の要員が参集。施設敷地緊急事態で、●を設置。
- 那珂市は、警戒事態等が発生した段階で、那珂市役所に原子力災害警戒本部を設置し、約●名の要員が参集。施設敷地緊急事態で、原子力災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は、バス集合場所、病院、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各バス集合場所に速やかに配置し、バス集合場所の開設準備を開始。
- 東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。

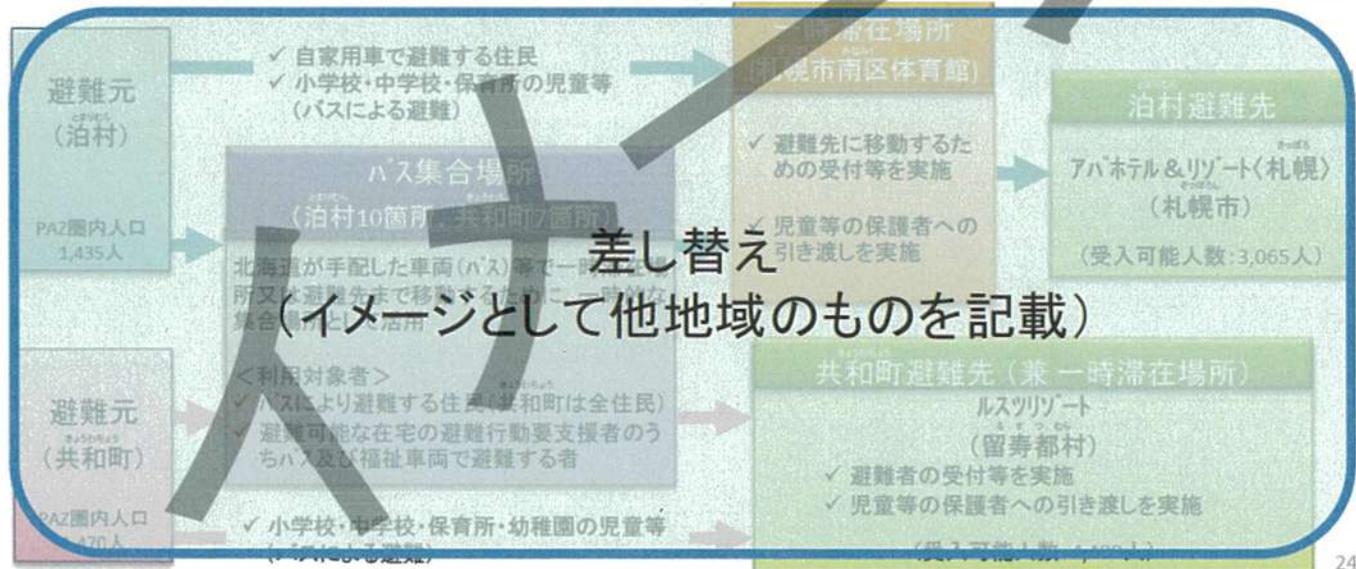


22

- 東海村は、防災行政無線、広報車、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。日立市は、防災行政無線、ホームページ、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。ひたちなか市は、●等を活用し、住民へ情報を伝達。那珂市は、防災行政無線、ホームページ、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各バス集合場所に派遣された東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市の職員は、○○○○により、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市と情報を共有。
- 病院、社会福祉施設への情報伝達は、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市から実施。



- 警戒事態が発生した場合、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は住民広報、バス集合場所の開設を行い、茨城県は○○○○に住民避難用バスの準備要請を行う。また、茨城県並びに東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は避難所の開設準備要請を行う。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内避難を実施する。
- 全面緊急事態になった場合、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は避難先へ移動する。バスにより避難する住民は、バス集合場所に集合後、避難先へ移動する。



# PAZ内の学校・保育所・幼稚園の避難

(4-4)

- PAZ内の小・中・高等学校の児童等(●施設、約●人)及び保育所・幼稚園(●施設、約●人)は、施設敷地緊急事態になった場合、避難準備を開始し、全面緊急事態になった場合、教職員等とともに避難先に移動。その後、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 学校・保育所・幼稚園において個別避難計画を策定中。

泊村				共和町			
施設名	人数			施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計		児童等	教職員等	合計
泊小学校 <sup>※1</sup>	89人	14人	103人	北辰小学校	79人	11人	90人
泊中学校	50人	15人	65人	共和中学校 <sup>※2</sup>	39人	3人	42人
とまり保育所	38人	8人	46人	はまなす幼児センター	55人	18人	73人
<b>合計</b>	<b>177人</b>	<b>37人</b>	<b>214人</b>	<b>合計</b>	<b>173人</b>	<b>32人</b>	<b>205人</b>

**避難準備**

児童等と教職員等が共に一時滞在場所に避難を開始

一時滞在場所: 札幌市南区体育館  
児童等は、一時滞在場所で保護者に引き渡し

**差し替え**  
(イメージとして他地域のものを記載)

**避難準備**

児童等と教職員等が共に避難先(兼一時滞在場所)に避難を開始

避難先(兼一時滞在場所): ルスツリゾート  
児童等は、避難先で保護者に引き渡し

**全面緊急事態**

※1: 泊小学校はUPZ圏に所在するが、PAZ圏内に自宅が所在する児童がいることから施設敷地緊急事態で避難を開始。  
 ※2: 共和中学校はUPZ圏に所在するが、全生徒(157人)のうち、PAZ圏内に自宅が所在する生徒(39人)及び生徒に随行する教職員等(3人)については、施設敷地緊急事態で避難を開始。なお、UPZ圏内に自宅が所在する生徒(118人)は、施設敷地緊急事態で帰宅を実施。  
 ※3: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在

# PAZ内の医療機関の避難

(4-5)

- PAZ内の医療機関(●施設●人)については、避難先となる医療機関を調整中。避難先となる医療機関の決定後、避難計画を策定予定。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入院患者は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、茨城県が受入先を調整。

＜PAZ内●施設の入所者等の避難の考え方＞

**避難元施設**

＜放射線防護対策施設＞

市町名	施設名	施設種別	定員数
佐賀市 玄海町	玄海園	特別養護老人ホーム	100人
唐津市	玉寿荘	特別養護老人ホーム	80人
			計180人

(無理に避難すると健康リスクが高まる者(9人)については、(注)の通り)

市町名	施設名	施設種別	定員数
佐賀市 玄海町	ゲルアホーム つばき	認知症ゲルアホーム	9人
唐津市	ゲルアホーム なごやか	認知症ゲルアホーム	18人
			計27人

**差し替え**  
(イメージとして他地域のものを記載)

**避難先施設**

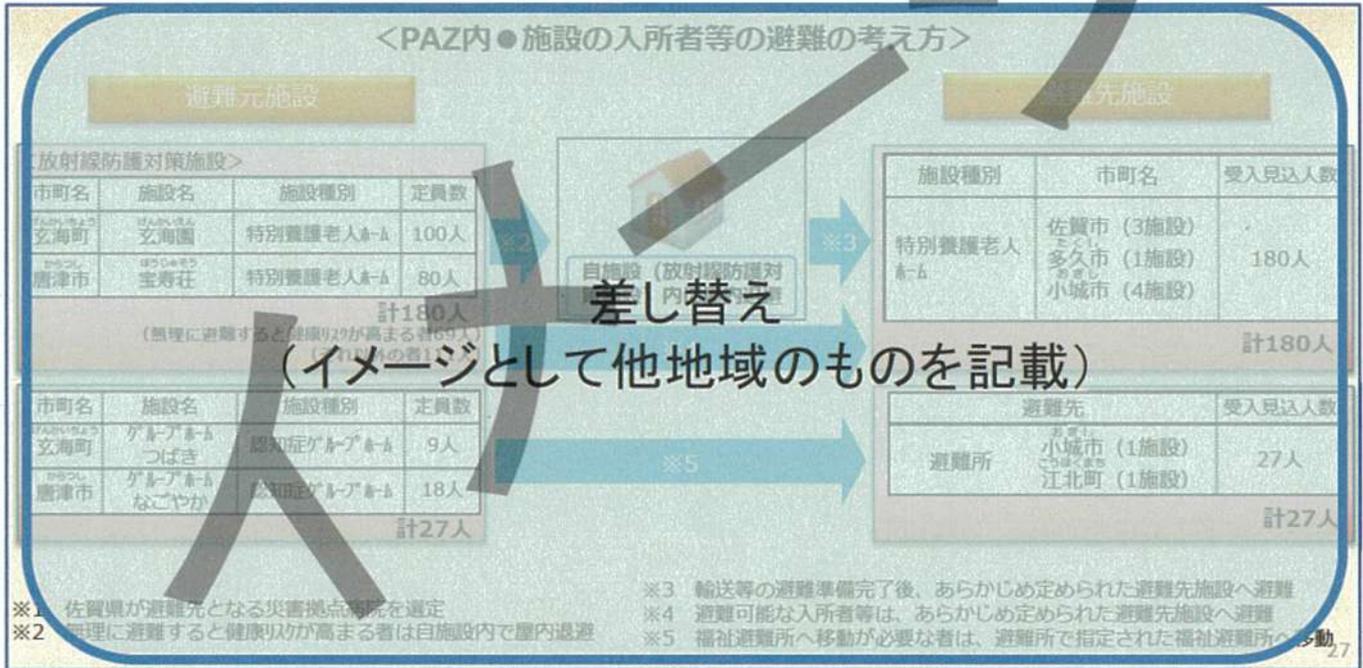
施設種別	市町名	受入見込人数
特別養護老人ホーム	佐賀市 (3施設)	180人
	多久市 (1施設)	
	小城市 (4施設)	
		計180人

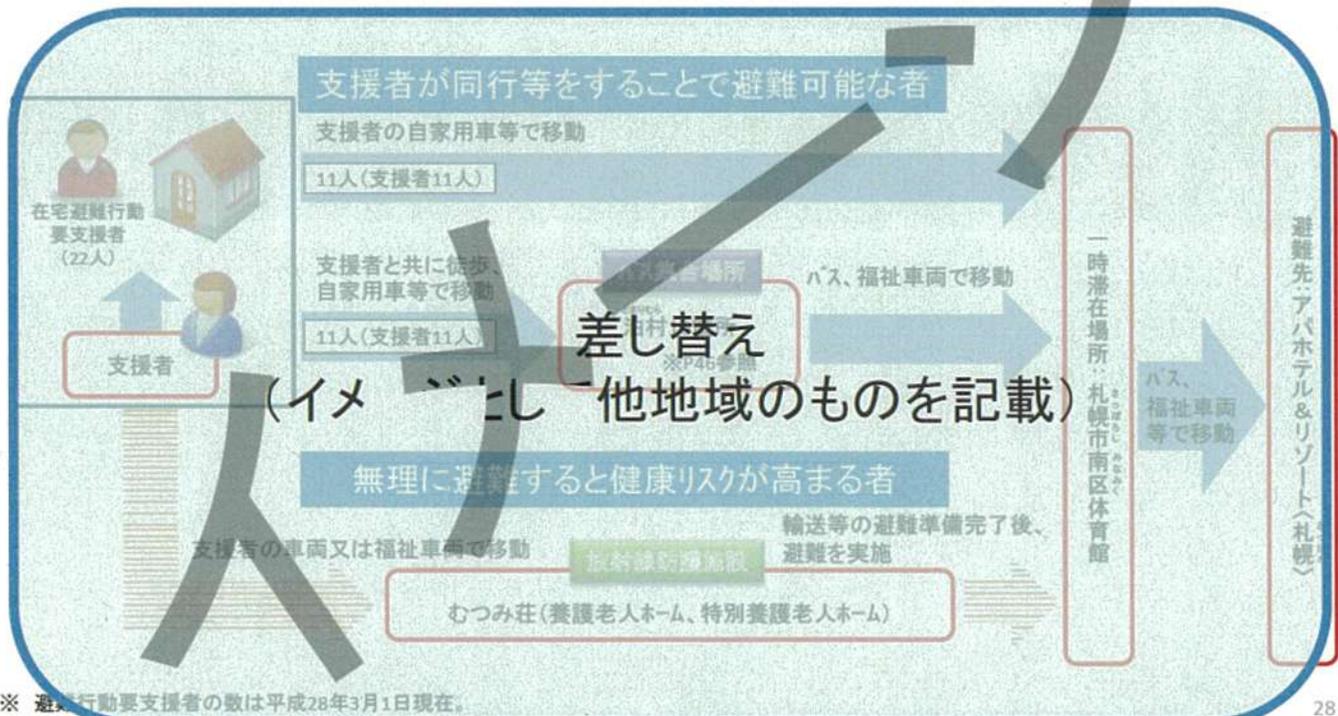
避難先	受入見込人数
小城市 (1施設)	27人
江北町 (1施設)	
避難所	計27人

※1: 佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定  
 ※2: 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施  
 ※3: 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難  
 ※4: 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難  
 ※5: 福祉避難所へ移動が必要な者は、避難先で指定された福祉避難所へ移動

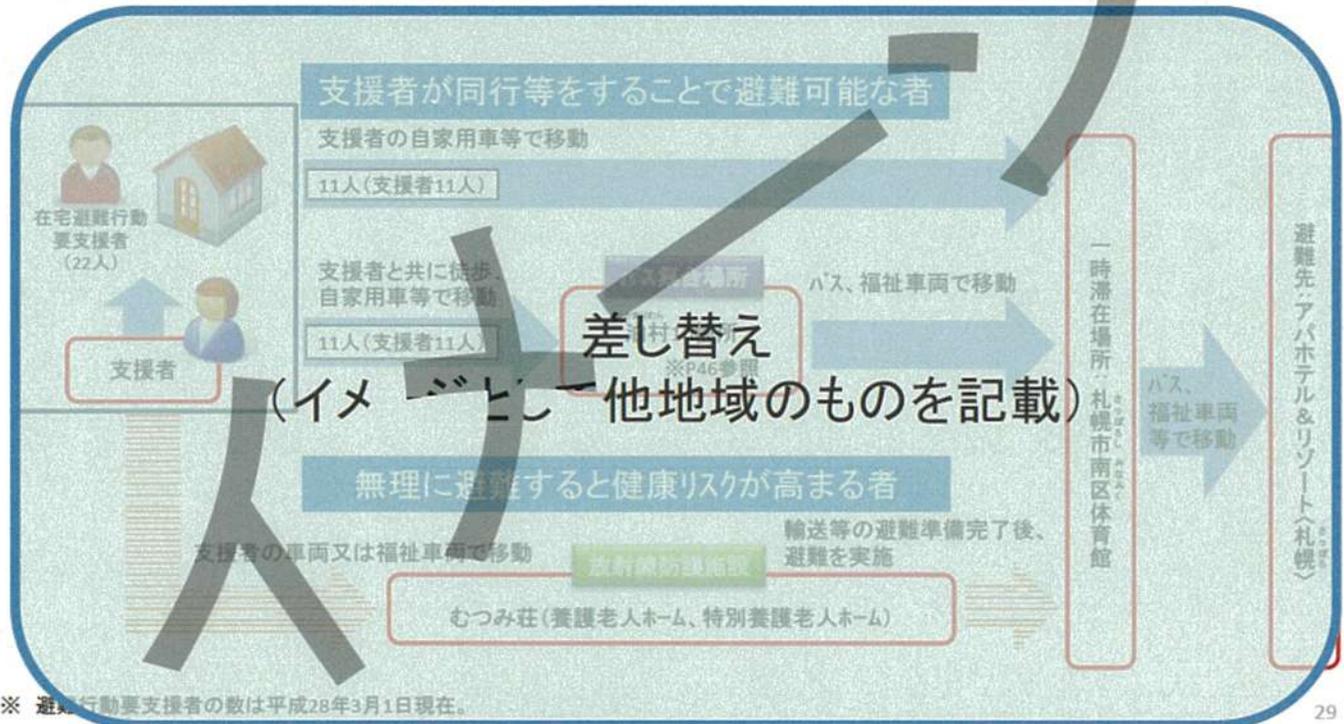
- PAZ内の社会福祉施設(●施設●人)については、避難先となる施設を確保済み。各施設において避難計画を策定中。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、茨城県が受入先を調整。



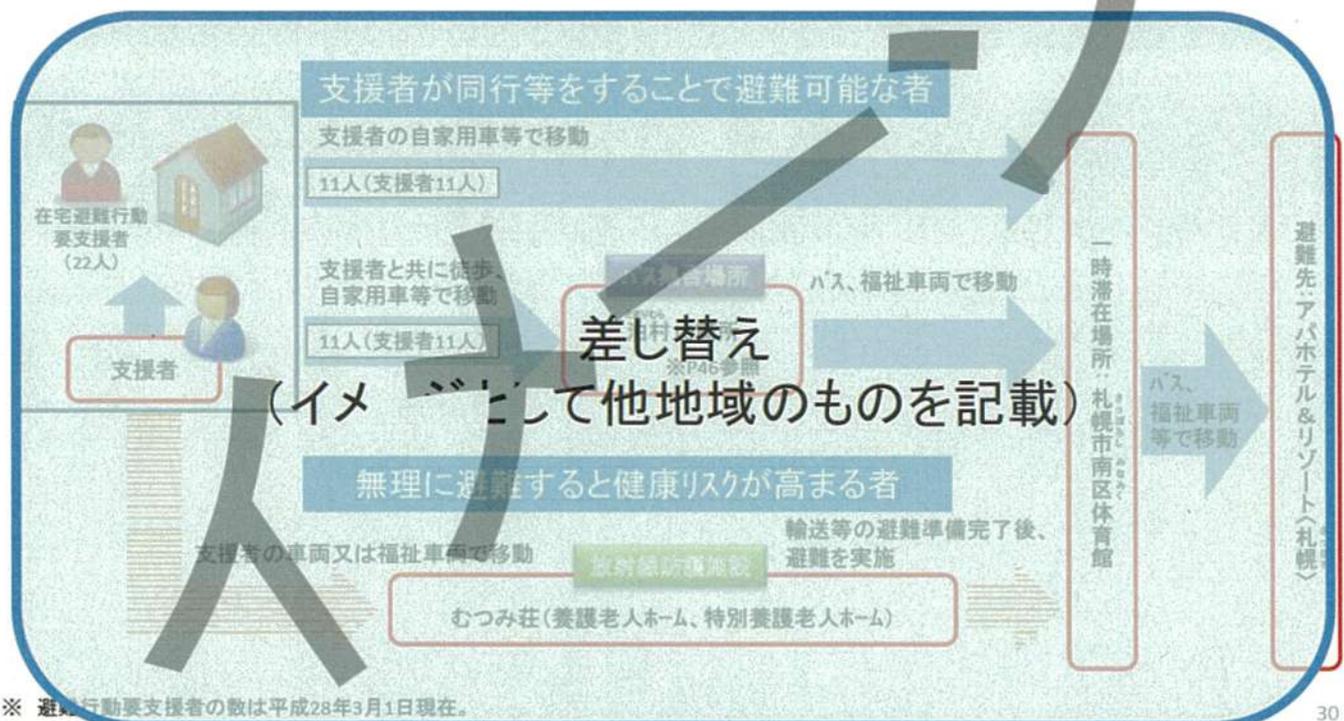
- 在宅の避難行動要支援者は把握済み。個別計画は策定済み・策定中(要確認)
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。



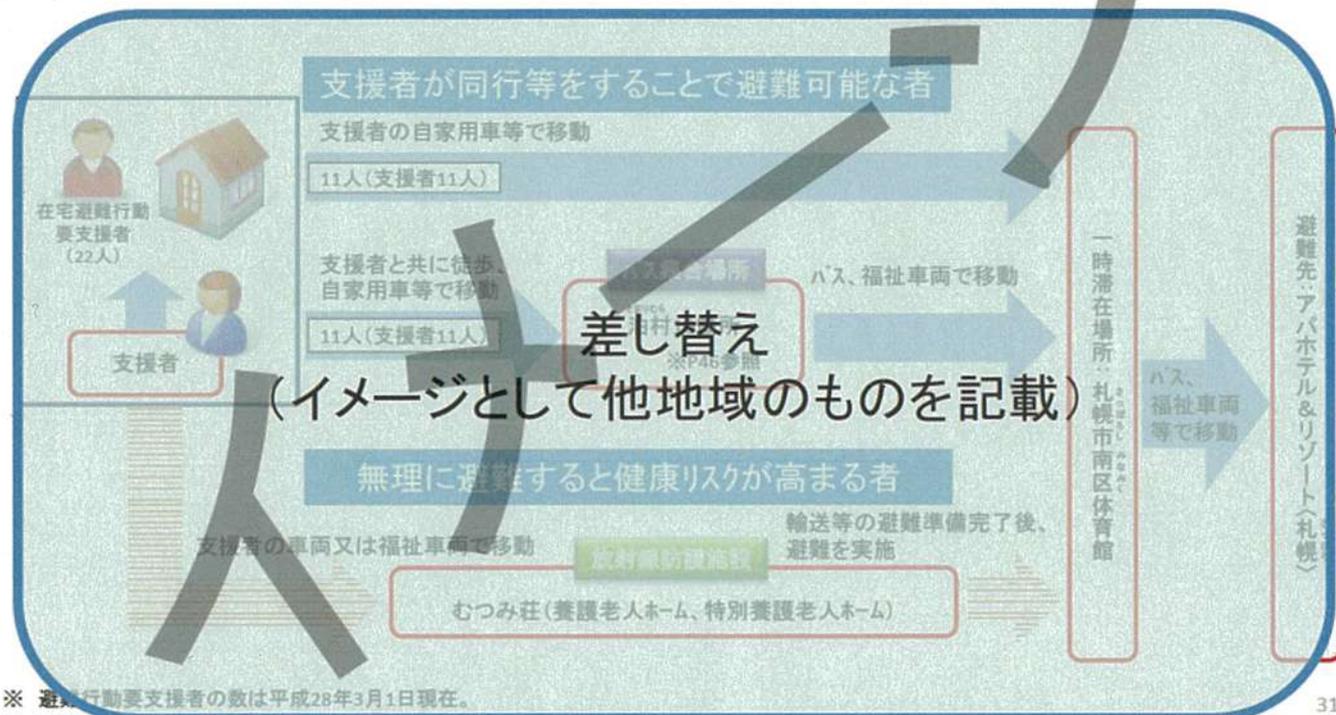
- 在宅の避難行動要支援者は把握済み。個別計画は策定済み・策定中(要確認)
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。



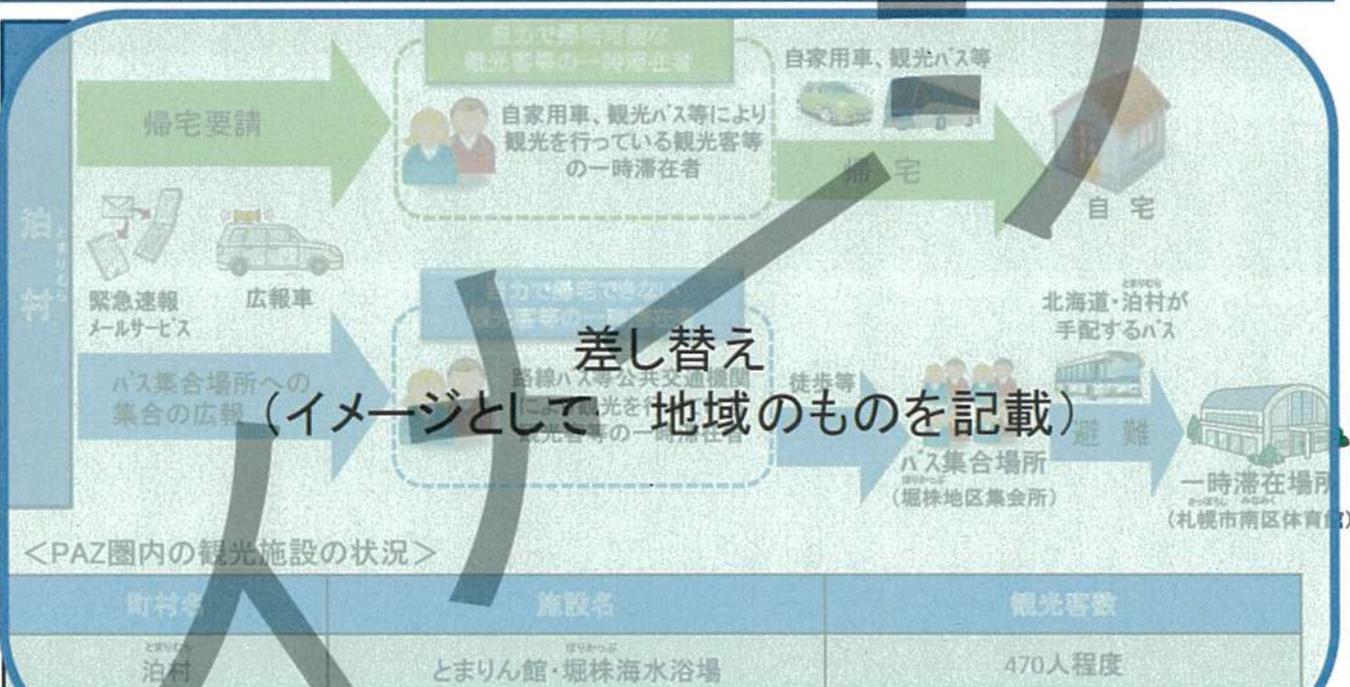
- 在宅の避難行動要支援者は把握済み。個別計画は策定済み・策定中(要確認)
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。



- 在宅の避難行動要支援者は把握済み。個別計画は策定済み・策定中(要確認)
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。



- 観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態において、帰宅を勧告。
- 避難が指示された段階で帰宅等できない場合は、一時集合所からからバス等により避難を実施。



※ 観光客数については、平成27年12月31日現在のPAZ圏内における入場ピーク時(7月)での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定

# PAZ内の民間企業の従業員の数

(4-9)

- PAZ内の民間企業は●社(約●人)存在。
- 各民間企業は、全面緊急事態において、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市の指示により避難を実施。

＜PAZ圏内の民間企業の状況＞

町名	民間企業名	従業員数
とまりむら 泊村	農林業(1社)	34人
	製造業(3社)	17人
	商業(20社)	94人
	医療福祉(3社)	28人
	サービス業等(51社)	1,313人
きょうわちやう 共和町	農林業(5社)	24人
	製造業(1社)	2人
	製造業(2社)	19人
	商業(21社)	240人
	医療福祉(4社)	28人
	サービス業等(60社)	371人
いわかみ 岩内町	製造業(3社)	46人
合計(174社)		2,216人

※ 総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したものである。  
※ 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバスにより避難

# 東海村において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

(4-10)

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約●人について、バス●台、福祉車両●台(ストレッチャー仕様●台、車椅子仕様●台)。

施設敷地緊急事態の対象者	想定対象人数	必要な輸送能力			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	214人 (児童等177人+ 教職員等37人) (3箇所)	7台 (40人乗6台 (30人乗1台))	0台	0台	【資料P25】
社会福祉施設の入所者等の避難	168人 (入所者100人+ 職員68人) (1箇所2施設)	4台 (40人乗) (入所者74人+ 職員51人)	5台 (1人乗) (入所者5人+ 職員5人)	12台 (1人乗2台) (2人乗10台) (入所者21人+ 職員12人)	【資料P26】
在宅の避難行動要支援者等の避難	25人 (要支援者11人+支 援者14人) (安定3 箇所) (要支援者11人+支 援者14人) (安定3 箇所) (要支援者11人+支 援者14人) (安定3 箇所)	30人乗 (30人乗) (30人乗) (30人乗)	0台	0台	安定3の薬剤の服用が不適切な者12人のうち、バスにより避難する者は3人、福祉車両により避難する者は9人。【資料P27】
観光施設から避難する一時滞在者	47人	2台	0台	0台	バス1台当り40人程度の乗車を想定。1日あたりの観光施設の入場見込み人数470人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P29】
合計	454人	14台	5台	12台	

※1 数字は現段階で泊村が把握している暫定値  
※2 バスは、2種類の乗車人数(30名乗り及び40名乗り)により想定

- 施設敷地緊急事態発生時には、病院、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、東海村及び日本原子力発電(株)が配備する車両のほか、茨城県の要請に基づき、〇〇〇〇が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

	確保車両台数			
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	14台	5台	12台	
(B) 確保車両台数	計14台以上	計5台以上	計12台以上	
泊村	4台	2台	2台	各種車両の1台あたりの乗車人数 【バス(40人乗)】40人乗り(2台) 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1名乗り
北海道バス協会	10台以上	—	—	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台
北海道電力	—	3台以上	10台以上	各種車両の1台あたりの乗車人数 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子2名乗り

※ 本県の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約●人について、バス●台、福祉車両●台(ストレッチャー仕様●台、車椅子仕様●台)。

	想定対象人数	必要車両台数			
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	214人 (児童等177人+ 教職員等37人) (3箇所)	7台 (40人乗6台) (30人乗1台)	0台	0台	【資料P25】
社会福祉施設の入所者等の避難	168人 (入所者100人+ 職員68人) (1箇所2施設)	4台 (40人乗) (入所者74人+ 職員51人)	5台 (1人乗) (入所者5人+ 職員5人)	12台 (1人乗2台) (2人乗10台) (入所者21人+ 職員12人)	【資料P26】
在宅の避難行動要支援者等の避難	25人 (要支援者11人+支 援者14人) (薬剤服用不適切者 3人)	3台 (30人乗) (入所者11人+安定3) 薬剤服用不適切者 3人)	0台	0台	安定3の薬剤の服用が不適切な者12 のうち、バスにより避難する者は3人、 福祉車両により避難する者は9人。 【資料P27】
観光施設から避難する一時滞り者	47人	2台	0台	0台	バス1台当り40人程度の乗車を想定。 1日あたりの観光施設の入場見込み 人数470人程度のうち、約9割が自家 用車や観光バスで来場する想定で、 その1割を想定対象人数として算入。 【資料P28】
合計	454人	14台	5台	12台	

※1 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

※2 バスは2種類の乗車人数(30名乗り及び40名乗り)により想定